

# 千葉県基金運用方針

## I 総論

### 第1 目的

本方針は、地方自治法、地方自治法施行令及び千葉県公金管理方針に基づき、基金の運用を行うことについて、基本的事項を定め、各基金の設置目的に鑑み、安全性を最優先とした上で、効率性の追求を図ることを目的とする。

### 第2 管理及び運用

- 1 積立・取崩等の管理は、基金所管課が、財政課と調整を図った上で行うものとする。
- 2 運用は、原則として出納局が、基金の積立・取崩の状況や歳計現金等の資金・運用計画等との整合を図った上で行うものとする。

### 第3 基金運用計画

- 1 出納局は、基金の運用計画を策定し、基金所管課の了解を得るものとする。
- 2 運用計画は、財政状況等を考慮し、必要に応じて見直すものとする。

## II 運用

### 第1 運用の原則

運用は、元本を毀損させないよう安全性を最優先とし、積立・取崩に支障のないように行い、かつ効率性を追求する。

### 第2 運用基準

基金の運用は、各基金の設置目的を勘案し、一会計年度を超えて行うことができるものとし、その上限は20年とする。ただし、預金については、原則として6か月とする。

### 第3 金融機関

金融機関は、原則として下記の条件をすべて満たす銀行及び証券会社とする。

- 1 銀行
  - (1) 経営分析に基づき、経営が健全であると認められること。
  - (2) 千葉県債引受シンジケート団に属すること。
- 2 証券会社
  - (1) 格付機関から一定の格付けがされていること。
  - (2) 千葉県債引受シンジケート団に属すること。

### 第4 運用商品

運用商品は、以下のとおりとする。

- 1 普通預金
- 2 通知預金

- 3 定期預金
- 4 譲渡性預金
- 5 外貨預金（先物予約付）
- 6 国債
- 7 政府保証債
- 8 地方債
- 9 地方公共団体金融機構債
- 10 財投機関債等
- 11 債券現先（買現先）

#### 第5 執行

- 1 債券購入の執行方法は、原則として入札により行うこととする。ただし、入札により難しい場合は、相対取引とすることができる。
- 2 入札については、第3の条件を充たす金融機関を指名し、行うこととする。

### Ⅲ 委 任

この運用方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附則（施行）

本方針は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附則（施行）

本方針は、令和2年3月13日から施行する。

#### 附則（施行）

本方針は、令和3年7月30日から施行する。